

寒川町介護保険法施行細則新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(特例居宅介護サービス費等の額)</p> <p>第15条 次に掲げる介護給付又は予防給付の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の90(法第49条の2</p> <hr/> <p>の規定が適用される場合にあつては100分の80</p> <hr/> <p>)に相当する額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>～略～</p> <p>(特例居宅介護サービス費等の額)</p> <p>第15条 次に掲げる介護給付又は予防給付の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の90(法第49条の2第1項又は第59条の2第1項</p> <hr/> <p>の規定が適用される場合にあつては100分の80、法第49条の2第2項又は第59条の2第2項の規定が適用される場合にあつては100分の70)に相当する額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(保険給付に関する経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の前に行われたこの規則による改正前の寒川町介護保険法施行細則の規定による居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)、施設サービス、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)及び住宅改修に係る保険給付については、なお従前の例による。</p>